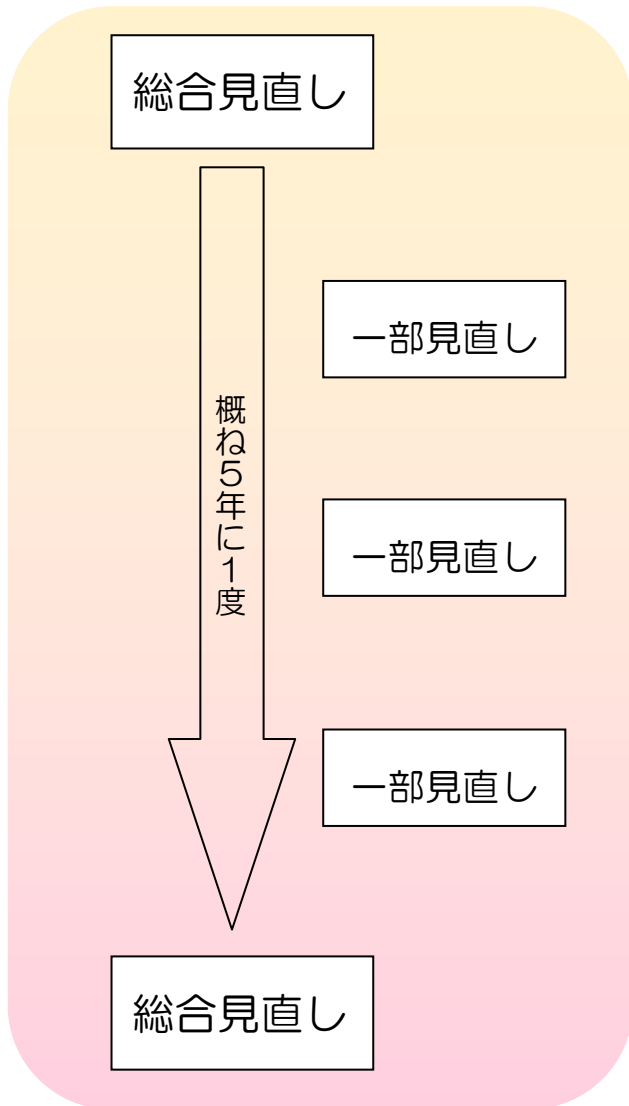


農振農用地からの除外について

農業振興地域内農用地区域からの除外は、
基本的には概ね5年に1度の「総合見直し」で審議します。

総合見直し以外の年は「一部見直し」で審議します。



※農振農用地からの除外は、総合見直しで審議するのが原則です。

※沖縄県では、「一部見直し」は緊急性があるものに限り審議の対象となるほか、除外後の利用目的が限定されています。

一部見直しで認められる利用目的は、

- a 農家住宅
- b 農家の分家住宅
- c 5年以上石垣市に居住している方の住宅
- d 公用、公共用施設
- e 農業振興地域の総合的な振興開発を推進するうえで沖縄県知事が必要と認める施設

などがあります。

除外には次に掲げる農振法第13条第2項の5要件を全て満たすことが必要です

- 1 除外することが必要かつ適当であって、農用地区域外に代替すべき土地がないこと
- 2 農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないこと
- 3 農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれがないこと
- 4 土地改良施設に支障を及ぼすおそれがないこと
- 5 土地改良事業等の工事完了年度から8年が経過していること